

芸能リポーターによる音源の公開と著作権法（ミヤネ屋事件）

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成30年12月11日
【事件番号】 平成29年（ワ）第27374号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 著作権法41条
【掲載誌】 判時2426号57頁
◆ LEX/DB 文献番号 25449901

早稲田大学教授 上野達弘

事実の概要

「ASKA」の芸名で作曲等の音楽活動を行う原告は、覚せい剤取締法違反等の罪により執行猶予付きの有罪判決を受けて執行猶予期間中にあった2015年12月上旬頃、自らが執筆した自叙伝の原稿について被告B（井上公造氏）の感想等を聞くべく、知人を介し連絡先を入手し、被告Bと電話で連絡を取った。後日、原告が被告Bから感想等を聞いた際、原告は自らが音楽活動を行っていることを伝え、自ら創作した本件楽曲「1964to2020東京 Olympic」（約6分間）の感想等も聞かせて欲しいと依頼し、同月22日、被告Bに本件楽曲の録音データをメール送信した。

被告讀賣テレビは、2016年11月28日、生放送番組「情報ライブミヤネ屋」において、警視庁が原告について覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であるとする報道を行った。その際、本件番組に芸能リポーターとして出演していた被告Bは、本件録音データの一部を約1分間にわたって再生した。

原告は、被告らが原告の著作権（公衆送信権）および著作者人格権（公表権）を侵害したと主張して、被告らに対し、損害賠償を請求した。

判決の要旨

本判決は、公表権および公衆送信権の侵害を認め、損害賠償請求を一部認容した¹⁾。

1 公表権について

(1) 本件楽曲は未公表の著作物であったか
「本件楽曲は、被告Bが本件番組内で本件録音

データを再生した時点より前に、公衆に提供又は提示されていなかったから、本件楽曲は法18条1項にいう『著作物でまだ公表されていないもの』に当たる。……この点、被告らは、原告が芸能リポーターである被告Bに対して本件録音データを提供したことは公衆に提示したものと同視し得るから、本件楽曲は本件番組内で放送された時点で『著作物でまだ公表されていないもの』には当たらない旨主張する。しかしながら、法にいう『公衆』とは飽くまでも不特定多数の者又は特定かつ多数の者をいう（法2条5項参照）のであって、被告B個人が公衆に当たると解する余地はない。したがって、原告が被告Bに対して本件録音データを提供したことにより、本件楽曲が公表されたものとは認められない。」

(2) 公表につき黙示の許諾があったか

「被告らは、原告は音楽活動を再開したことが被告Bによってテレビ放送等で告知されることを期待して本件録音データを提供したものであるから、本件楽曲を公衆送信及び公表することを黙示に許諾したというべきであると主張する。しかしながら、……原告は、本件楽曲を聴いた被告Bの感想等を聞くために、被告Bに対して本件録音データを提供したにすぎないから、原告が本件録音データを提供したことをもって、本件楽曲を公衆送信ないし公表することを黙示に許諾したとは認められない。被告Bが芸能リポーターであるからといって、そのみでは上記説示を左右しない。」

2 時事的事件の報道のための利用（著41条）について

「被告らは、本件楽曲は、①視聴者に対して原

告による覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための材料を提供するという点において『警視庁が原告を覚せい剤使用の疑いで逮捕する方針であること』という時事の事件を構成するものであるし、②原告が執行猶予期間中に更生に向けて行っていた音楽活動の成果物であるという点において『原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと』という時事の事件を構成するものである旨主張する。」

(1) 逮捕予定という事件を構成する著作物に当たるか

「本件楽曲は、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることやこれに関連する報道がされた際に放送されたものであると認められるところ、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることが時事の事件に当たることについては、当事者間に争いが無い。

しかしながら、本件楽曲は、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であるという時事の事件の主題となるものではないし、かかる時事の事件と直接の関連性を有するものでもないから、時事の事件を構成する著作物に当たるとは認められない。」

(2) 原告の音楽活動に関する事件の報道に当たるか

「本件番組中における原告の音楽活動に関する部分は、警視庁が原告を覚せい剤使用の疑いで逮捕する予定であることを報道する中で、ごく短時間に、原告が2020年のオリンピックのテーマソングとして作曲した本件楽曲を被告Bに送付し、来月、YouTubeで新曲を発表するなど音楽活動に向けて動こうとしている、ということを紹介する程度にとどまっており、本件楽曲の紹介自体も、原告がそれまでに創作した楽曲とは異なる印象を受けることを指摘するにすぎないもので、これ以上に原告の音楽活動に係る具体的な事実の紹介はないものであるから、このような放送内容に照らせば、本件番組中における原告の音楽活動に関する部分が『原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと』という『時事の事件の報道』に当たるとは、到底いうことができない。

……したがって、被告らによる本件楽曲の公衆送信行為は法41条の時事の事件の報道のための

利用に当たるとは認められない。」

判例の解説

一 はじめに

本判決は、音楽家が芸能リポーターに提供した音源ファイルがテレビの情報番組で放送されたことが、公表権および公衆送信権の侵害に当たるとしたものである。本稿では、公表権（下記二）および時事の事件の報道（下記三）について検討する。

二 公表権について

1 制定法

公表権とは、「著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利」である（著作権法18条1項前段）。したがって、すでに公表された著作物について、公表権は働かない。

著作権法上の「公表」については、同法4条に規定されており、「第22条から第25条までに規定する権利を有する者……によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合」は公表に当たるとされる（同条1項）。したがって、ここでは著作物が「公衆」に提供されたかどうかの問題になる。

著作権法上の「公衆」については、「特定かつ多数の者を含むものとする」と規定されている（同法2条5項）。また、譲渡権に関する同法26条2項において、同項1号が「公衆」について規定する一方で、同項4号が「特定かつ少数の者」について規定している。以上のことから、著作権法上の「公衆」とは、「特定かつ少数の者」以外の者、すなわち不特定または多数の者と解されている²⁾。

その上で、著作権法上の「特定」の意味が問題になるが、起草者によれば、「行為者との間に個人的な結合関係があるもの」とされ³⁾、裁判例にも同様の理解が見られる⁴⁾。

2 本判決

本件においては、原告が被告Bに本件楽曲をメール送信したのであるが、本判決は、本件楽曲は「まだ公表されていない」著作物であるとした

上で、これをテレビ放送したことが公表権侵害に当たるとした。

もっとも、その理由として本判決は、「法にいう『公衆』とは飽くまでも不特定多数の者又は特定かつ多数の者をいう(法2条5項参照)のであって、被告B個人が公衆に当たると解する余地はない」と述べたことには、疑問が残る。なぜなら、前述のように、著作権法上の「公衆」とは、不特定多数者および特定多数者のみならず、不特定少数者も含むという解釈が一般的であり、「不特定」であれば一人でも「公衆」に当たると解されているからである。

このように考えるならば、原告と被告Bが「不特定」の関係に当たるとかが問題とされるべきである。著作権法上の「特定」については、前述のように、「個人的な結合関係があるもの」と解されているところ、一般論としては、芸能人と芸能リポーターが親密になり、「個人的な結合関係」に至る場合も考えられようが、本件では、原告が知人を介して被告Bの連絡先を入手して電話で連絡を取った後に本件録音データをメール送信したものであり、両者が親密な関係にあったとは言い難いように思われる。もし、被告Bが原告にとって「不特定」と評価されるのであれば、本判決がいうように「被告B個人が公衆に当たると解する余地はない」と断言できないはずであるため、この点は検討の余地が残されている。

いずれにしても、著作権法上の「公衆」というのは、いまだに解釈が明確でない概念であるにもかかわらず、公表権のみならず、多数の権利制限規定(例：引用〔著作権法32条1項〕)等の適用においても大きな意味を持つ重要な概念であり、総合的な検討が求められる論点といえよう⁵⁾。

三 時事の事件の報道(41条)について

1 制定法

著作権法41条は、「写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる」と規定しており、報道のための著作物利用を幅広く許容している。例えば、ある絵画が盗難に遭ったという事件をネットニュースで報道する際、当該絵画を

無許諾で掲載できる。

その趣旨は、①社会における時事の事件を公衆に伝達する報道というのは知る権利に資する社会的意義を有すること、②時事の事件の報道には速報性が求められるため、これに伴う著作物利用について事前に著作権者の許諾を得るのは困難であること、③当該報道に伴う著作物利用がその目的上正当な範囲で行われる場合は、著作権者の利益を不当に害するものではないという点にある⁶⁾。

もっとも、同条の規定は、適用引用(著作権法32条1項)の要件を満たさない場合でも、また、未公表著作物についても適用され得るものであるため、その適用範囲をめぐって近時特に議論が盛んである⁷⁾。本件で問題になるのは以下の2点である。

①事件の報道

第1に、著作権法41条の適用を受けるためには、「時事の事件を報道する場合」である必要がある。

起草者によれば、「時事の事件を報道する場合」というのは、客観的に判断して時事の事件と認められるような報道でなければならず、著作物の利用が目目であつて、意図的に時事の事件と称して利用することは許されません」とされる⁸⁾。したがって、同条にいう「事件を報道する場合」に当たるとするには、事件を公衆に伝達することが主たる目的である必要がある。

従来裁判例においても、女優Aのヌードシーンを含む映画の映像が週刊誌に掲載されたという事案で、裁判所が「本件記事が主として伝達している内容は、女優Aが本件映画で初めてヌードになっているということに尽きる」と述べた上で、「本件映画においてAがヌードになっているということが時事の事件の報道に該当しないことは明らかである」として同条の適用を否定したものがある⁹⁾。

②事件を構成等する著作物

第2に、著作権法41条の適用を受けるためには、「当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」に当たることが必要である。

特に「事件を構成」する著作物とは、起草者によれば、「事件の主題となっている著作物」とされる¹⁰⁾。したがって、事件と著作物との間に一定の関連性があることが必要となるが、どれほど

の関連性があればよいか問題となる。

従来の裁判例においては、暴力団の組長継承式ビデオがテレビ放送された事案で、『……本件継承式の模様を撮影して本件ビデオを作成し、その複製物を系列の団体に配付したこと』を時事の事件として報道したことが認められ、また、本件ビデオは、右事件を構成する著作物であるとしたものがある反面¹¹⁾、女優Aのヌードシーンを含む映画の映像が週刊誌に掲載された事案で、「本件記事には、第2回京都映画祭が大盛況であったこと、その最大の原因となったのが同映画祭参加作品たる本件映画であったこと、本件映画におけるAの演技が評判となり映画祭期間中の上映がすべて満員になり、追加上映も行われたことなども記述されている」と述べながら、「Aのラブシーンなどを撮影した本件写真は、そうした事項との関連で著作権法41条にいう『当該事件を構成』するものではない」としたものがある¹²⁾。

2 本判決

本件においては、テレビの情報番組で本件楽曲が放送され、「警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることが時事の事件に当たること」自体については当事者間に争いがなかったのであるが、本判決は、著作権法41条の適用を否定した。

その理由として、本判決は、①「本件楽曲は、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であるという時事の事件の主題となるものではないし、かかる時事の事件と直接の関連性を有するものでもないから、時事の事件を構成する著作物に当たるとは認められない」と述べると共に、②「放送内容に照らせば、本件番組中における原告の音楽活動に関する部分が『原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと』という『時事の事件の報道』に当たるとは、到底いうことができない」と判示した。

たしかに、本件番組が報道する事件の内容が、警察による逮捕予定という点だけであれば、本件楽曲はそのような「事件を構成」する著作物に当たるとは言い難い。しかし、本件番組では、被告Bと司会者が、原告が2020年東京オリンピックのための新曲を近いうちにYouTubeで発表する見込みであるといった事柄についても語り合っ

ている（対話の詳細は判決別紙参照）。本判決が著作権法41条の適用を否定したのは、本件番組において、それ以上に「原告の音楽活動に係る具体的な事実の紹介」が乏しいという判断に基づくようであるが、もし本件番組が、「原告が執行猶予期間中に音楽活動を行っている中、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定がある」という事実全体を報道するものと評価できるならば、本件楽曲は当該事件と十分な関連性があり、「時事の事件を構成する著作物」に当たり得ることになる。したがって、この点に関しても若干の検討の余地はあるように思われる。

●—注

- 1) 評釈として、村井麻衣子「放送番組における未公表楽曲の利用」『令和元年度重要判例解説』（有斐閣、2020年）262頁、池村聡「ASKA事件」コピライト698号（2019年）23頁、同「時事の事件の報道のための利用（著作41条）の成否が争われた事案」ジュリ1532号（2019年）8頁参照。
- 2) 加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』（著作権情報センター、2013年）206頁も参照。知財高判令3・3・18（令和2年（ネ）第10022号）[音楽教室事件：控訴審]も『『公衆』とは、『特定かつ少数』以外の者（不特定又は多数の者）をいう』とする。
- 3) 加戸・前掲注2）72頁参照。
- 4) 東京地判平16・6・18判時1881号101頁[NTTリース株式会社事件]、前掲注2）知財高判令3・3・18[音楽教室事件：控訴審]参照。
- 5) 上野達弘「公衆への利用可能化権に関する国際的検討——アンブレラ・ソリューションの光と影」高林龍＝三村量一＝竹中俊子編『年報知的財産法2013』（日本評論社、2013年）32頁以下も参照。
- 6) 上野達弘「時事の事件の報道——著作権法41条をめぐる現代的課題」土肥一史先生古稀記念論文集『知的財産法のモルゲンロート』（中央経済社、2017年）588頁参照。
- 7) 三村量一「マスメディアによる著作物の利用と著作権法」コピライト594号（2010年）2頁、池村聡「報道における著作物利用」コピライト681号（2018年）2頁等参照。
- 8) 加戸・前掲注2）317頁参照。
- 9) 東京地判平13・11・8（平成12年（ワ）第2023号）[いちげんさん事件]参照。
- 10) 加戸・前掲注2）318頁参照。
- 11) 大阪地判平5・3・23判時1464号139頁[山口組五代目継承式事件]参照。
- 12) 前掲注9）東京地判平13・11・8[いちげんさん事件]参照。